

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	介護保険事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

二戸地区広域行政事務組合では、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

岩手県二戸地区広域行政事務組合 管理者

## 公表日

令和1年6月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法(平成九年法律代百二十三条)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務法令で定めるもの
②事務の概要	<p>介護保険法及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出</li> <li>・第1号、第2号被保険者の被保険者証の発行・交付</li> <li>・保険料賦課、特別徴収額の通知</li> <li>・保険料の減免、徴収猶予等の申請受付及び決定</li> <li>・保険料滞納者に係る支払い方法の変更</li> <li>・要介護(要支援)の新規、更新及び区分変更の申請受付及び決定</li> <li>・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給</li> <li>・居宅及び介護予防サービス計画届出の登録</li> <li>・負担限度額認定や各種介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請受付及び支給決定</li> </ul> <p>番号法の別表第二に基づいて、二戸地区広域行政事務組合は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)資格ファイル (2)認定ファイル (3)受給ファイル (4)給付ファイル (5)賦課ファイル (6)収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の68の項</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第一省令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第2項</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,108,117 【情報照会】93,94</p> <p>○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供】2,3,6,7,10,12の3,15,19,22の2,24の2,25の2,30,31の2,33,43,43の2,44,47,49,55,55の2,59の3 【情報照会】46,47</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	事務局介護保険推進室
②所属長の役職名	介護保険推進室長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	二戸地区広域行政事務組合 事務局総務課 二戸市下斗米字細越20番地1 0195-23-7772

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	二戸地区広域行政事務組合 事務局介護保険推進室 二戸市下斗米字細越20番地1 0195-23-7772

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月23日	システムの名称	介護保険システム、認定事務支援システム	介護保険システム、認定事務支援システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和1年6月24日	表紙、評価実施機関	岩手県二戸地区広域行政事務組合	岩手県二戸地区広域行政事務組合 管理者	事後	
令和1年6月24日	表紙、公表日	平成28年2月23日	令和元年6月24日	事後	
令和1年6月24日	I. 4. ②法令上の根拠	<p>【情報提供に関する法令上の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第二の 2項 番号法別表第二主務省令第 2条</li> <li>・番号法別表第二の 3項 番号法別表第二主務省令第 3条</li> <li>・番号法別表第二の 4項</li> <li>・番号法別表第二の 6項 番号法別表第二主務省令第 6条</li> <li>・番号法別表第二の26項 番号法別表第二主務省令第19条</li> <li>・番号法別表第二の56の2項 番号法別表第二主務省令第30条</li> <li>・番号法別表第二の58項</li> <li>・番号法別表第二の61項 番号法別表第二主務省令第32条</li> <li>・番号法別表第二の62項 番号法別表第二主務省令第33条</li> <li>・番号法別表第二の80項 番号法別表第二主務省令第43条</li> <li>・番号法別表第二の87項 番号法別表第二主務省令第44条</li> <li>・番号法別表第二の90項</li> <li>・番号法別表第二の94項 番号法別表第二主務省令第47条</li> <li>・番号法別表第二の95項</li> <li>・番号法別表第二の117項</li> </ul> <p>【情報照会に関する法令上の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第二の93項 番号法別表第二主務省令第46条</li> <li>・番号法別表第二の94項 番号法別表第二主務省令第47条</li> </ul>	<p>○番号法第19条第7号 別表第二</p> <p>【情報提供】1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,108,117</p> <p>【情報照会】93,94</p> <p>○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>【情報提供】2,3,6,7,10,12の3,15,19,22の2,24の2,25の2,30,31の2,33,43,43の2,44,47,49,55,55の2,59の3</p> <p>【情報照会】46,47</p>	事後	
令和1年6月24日	I. 5. ①部署	二戸地区広域行政事務組合	事務局介護保険推進室	事後	
令和1年6月24日	I. 5. ②所属長	介護保険推進室長 泉山 收正	介護保険推進室長	事後	

